

(別添1)

自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の承認手続き等について

制定：昭和41年12月13日付け41農政B第2937号
改正：昭和44年6月18日付け44農政第2973号
改正：平成5年3月12日付け5農経A第249号
改正：平成9年2月28日付け9農経A第217号

自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）の事業の実施については、種々ご配慮をいただいているところであるが、このたび、貴職が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第28条の2第1項の規定に基づいて運輸大臣及び大蔵大臣のそれぞれの同意を求める場合の手続き等については、下記によることとしたので、ご了承のうえ遺憾のないよう処理されたい。

記

1 同意を求める場合の書類の作成等について

自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づく同意（以下単に「同意」という。）を求めようとする場合の書類（以下単に「書類」という。）は、次により作成するものとする。

(1) 次の(ア)から(オ)に掲げる書類について、都道府県知事は、運輸大臣及び大蔵大臣あてにそれぞれ作成して正本1部ずつを提出するものとし、その写し（両大臣に提出した書類のうち、内容が同一である場合には、いずれか一方の写し）を農林水産省経済局長及び地方農政局長（沖縄県知事にあつては、沖縄総合事務局長）あてに各一部を送付するものとする。

(ア) 同意を求める文書（様式1）

(イ) 承認又は処分をしようとする農業協同組合（以下「組合」という。）の名称、所在地及び代表者の氏名を記載した一覧表（様式2）

(ウ) 責任共済の事業に係る共済規程の承認に係る同意を求める場合にあつては、承認をしようとする当該共済規程の設定、変更又は廃止の条文案（同一の事由に基づくものであるため2以上の組合について一括して同意を求める場合には、いずれか1組合分についての条文案をもって代表する。）

(エ) 責任共済の事業に係る共済規程の廃止の承認に係る同意を求める場合には、前記

(ア)、(イ)、(ウ)の書類のほか廃止の理由と現存する共済契約の処理方針を記載した書面

(オ)責任共済の事業に係る共済規程のうち事業の実施方法、共済契約若しくは共済掛金に係るものに関し、農業協同組合法第94条の2第2項又は第95条の規定に基づき監督上必要な命令又は違法行為に対し必要な措置をとるべき旨を命じようとする場合において同意を求めるときは、様式1に準じて作成した(ア)及び(イ)の書類のほかその処分の理由と内容を記載した書面

(2)書類は、原則として、同意を求めようとする承認または処分に係る組合ごとに作成するが、同様の事由に基づいて承認または処分をしようとする組合が2以上ある場合には、当該事由に係る組合について一括して1つの書類として作成して差し支えないこととする。

2 同意を求める場合の留意事項について

(1)1の(1)の(オ)に掲げる場合において同意を求めるときは、当該同意を求める前に、その都度、1の(1)の(オ)に掲げる書類及び書面の案を添付のうえ、農林水産省地方農政局長(沖縄県知事にあつては、沖縄総合事務局長)を経由して、農林水産省経済局長に通知するものとする。

(2)責任共済の事業に係る共済規程の設定、変更または廃止の承認をするために同意の手続きをとる場合において、それらの設定等の原因が解散による廃止または合併による設定もしくは変更であるときは、従来から、組合は、当該共済規程の設定等の承認申請を行う前に、農業協同組合共済事業指導要綱(昭和32年6月15日付け32農経第3313号農林事務次官依命通達)第六の四第1項の規定、当該組合の共済規程または「農協合併における共済規程の承認について」(昭和31年6月18日付け農林省農業協同組合理長名)に基づき所定の手続きをとるよう指導願っているところであるが、この点については変りない。

(様式1)

番 号
年 月 日

○ ○ 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ 知 事 印

自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の変更（設定又は廃止）の承認の同意について

別紙1の農業協同組合について、別紙2のとおり自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の変更（設定又は廃止）を農業協同組合法第11条の4第3項（設定の場合は、第1項）の規定に基づき承認したいので、自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、あらかじめ同意を求めらる。

別紙1・・・様式2

別紙2・・・記の1の（1）の（ウ）又は（エ）の書類

(様式 2)

自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の承認をしようとする組合名一覧

組合の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名